

MHM Asian Legal Insights

第 163 号 (2024 年 5 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. インド : [競争法に関するアップデート](#)
2. ベトナム : [サイバーセキュリティ分野の違反に対する行政処分に関する政令案のアップデート](#)
3. シンガポール : [サイバーセキュリティ法改正案の可決](#)
4. タイ : [タイ証券市場への上場基準の見直し](#)

今月のコラム [—ミャンマーの雨季の楽しみ—](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 163 号 (2024 年 5 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

1. インド：競争法に関するアップデート

本レター第 149 号 (2023 年 3 月号) 及び第 151 号 (2023 年 5 月号) においてお知らせしたとおり、2023 年 4 月にインド競争法 (Competition Act, 2002) が改正され、当該改正から約 1 年が経過する中で、関連法令・規則の整備や新たな通達の発出が進んでいます。そこで、本レターでは、インド企業の M&A 取引を検討するに当たって重要と考えられる、資産・売上高に係る届出基準及び小規模取引の除外 (de minimis exemption) の基準の変更に関する通達の概要 (下記(1))、並びに企業結合に関する事前届出の適用除外に関する規則案 (Draft Competition Commission of India (Exempted Combinations) Rules, 2024 : 「適用除外規則案」) の概要 (下記(2)) をご紹介いたします。

(1) 資産・売上高に係る届出基準及び小規模取引の除外の基準の変更

2024 年 3 月 7 日、インド競争法に基づきインド競争委員会 (Competition

MHM Asian Legal Insights

Commission of India) への事前届出が必要な企業結合に関して、インドの企業省 (Ministry of Corporate Affairs) は、資産・売上高に係る届出基準及び小規模取引の除外の基準の変更に関する通達を公表しました。当該変更の内容は、以下のとおりです。

(a) 資産・売上高に係る届出基準の変更内容

企業結合が以下の新基準のいずれかに該当する場合には、インド競争委員会への事前届出が原則として必要になります。

<インド国内合計>

		資産 (Asset)	売上高 (Turnover)
当事者	旧基準	200 億インドルピー (約 373 億円)	600 億インドルピー (約 1,120 億円)
	新基準	250 億インドルピー (約 466 億円)	750 億インドルピー (約 1,400 億円)
グループ	旧基準	800 億インドルピー (約 1,490 億円)	2,400 億インドルピー (約 4,480 億円)
	新基準	1,000 億インドルピー (約 1,870 億円)	3,000 億インドルピー (約 5,600 億円)

<全世界合計>

		資産 (Asset)	売上高 (Turnover)
当事者	旧基準	10 億米ドル (約 1,560 億円)、 かつインド国内で 100 億イン ドルピー (約 187 億円)	30 億米ドル (約 4,680 億円)、 かつインド国内で 300 億イン ドルピー (約 560 億円)
	新基準	12 億 5,000 万米ドル (約 1,950 億円)、かつインド国内で 125 億インドルピー (約 233 億円)	37 億 5,000 万米ドル (約 5,850 億円)、かつインド国内で 375 億インドルピー (約 700 億円)
グループ	旧基準	40 億米ドル (約 6,240 億円)、 かつインド国内で 100 億イン ドルピー	120 億米ドル (約 1 兆 8,700 億 円)、かつインド国内で 300 億 インドルピー
	新基準	50 億米ドル (約 7,800 億円)、 かつインド国内で 125 億イン ドルピー	150 億米ドル (約 2 兆 3,400 億 円)、かつインド国内で 375 億 インドルピー

(b) 小規模取引の除外 (de minimis exemption) の基準の変更内容

企業結合の対象会社のインド国内の資産又は売上高が以下の新基準を下回る場合には、小規模取引として、企業結合のインド競争委員会への事前届出は不要になります。

MHM Asian Legal Insights

	インド国内の資産 (Asset)	インド国内の売上高 (Turnover)
旧基準	35 億インドルピー (約 65 億 3,000 万円)	100 億インドルピー
新基準	45 億インドルピー (約 83 億 9,000 万円)	125 億インドルピー

上記(b)の新基準については2024年3月7日より2年間有効とされております。

(2) 適用除外規則案について

インド競争委員会が定める企業結合規則 (Competition Commission of India (Procedure in regard to the transaction of business relating to combinations) Regulations, 2011 (Combination Regulations)) では、企業結合に関する事前届出が不要な取引類型を規定していますが、インドの企業省は、2024年3月11日、当該類型の改正案として、適用除外規則案をパブリックコメントに付しました。以下、適用除外規則案において規定された取引類型の一部をご紹介します。

(a) 「通常の業務の範囲」における株式取得

「通常の業務の範囲」(ordinary course of business) における株式取得が適用除外として規定されています。具体的には、①株式引受人 (underwriter) 又は株式仲買人 (stockbroker) による 25%未満の株式の取得、又は②ミューチュアルファンド (mutual fund) による 10%未満の株式の取得は「通常の業務の範囲」における取引として扱われると説明されています。

(b) 専ら投資として行われる株式取得

25%未満の株式又は議決権の取得のうち、「専ら投資として行われるもの」(solely as an investment) が適用除外として規定されており、以下の要件をみたすものは「専ら投資として行われるもの」と扱われると説明されています。

- (i) 株式取得者が対象会社の取締役又は取締役会のオブザーバーの指名権を有さないこと
- (ii) 株式取得者が対象会社の商業上のセンシティブ情報 (commercially sensitive information) にアクセスする権利を取得しないこと
- (iii) 株式取得者グループと対象会社グループの事業活動が水平、垂直又は補完的な重複関係にないこと (なお、10%未満の株式又は議決権の取得の場合には、(iii) の要件は適用されない)

MHM Asian Legal Insights

(c) 既存株主等による株式又は議決権の追加取得

既存株主又はそのグループによる株式又は議決権の追加取得に関して、以下の場合が適用除外として規定されています。

- ① 追加取得後の株式・議決権が25%未満であり、かつ対象会社の支配権を取得するものでない場合
(ア) ただし、株式取得者グループと対象会社グループの事業活動が水平、垂直又は補完的な重複関係にある場合には、単一又は一連の追加取得が5%以下の範囲であり、かつ株式取得者又はそのグループの保有株式が10%未満から10%以上に増加しないことが必要
- ② 株式取得者又はそのグループが25%以上の株式を保有しており、追加取得後の保有株式が50%を超えず、かつ当該追加取得が対象会社の支配権の異動を生じさせるものでない場合
- ③ 株式取得者又はそのグループが50%以上の株式を保有している場合で、追加取得が対象会社の支配権の異動を生じさせるものでない場合

(d) 会社分割

会社分割（demerger）を行う場合において、承継会社（resulting company）が分割会社（demerged company）又はその株主に対して、分割会社の既存の株式保有比率に応じて承継会社の株式を発行する場合が新たに適用除外として規定されています。

その他、適用除外規則案においては、資産の取得、グループ内の取引等、株式の無償交付（bonus issue）等に関する適用除外が規定されています。

今後もインド競争法の関連法令・規則の整備や新たな通達の発出があり得るため、引き続き動向に注視する必要があります。

（ご参考）

本レター第149号（2023年3月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00066577/20230320-020011.pdf>

本レター第151号（2023年5月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00067554/20230522-013702.pdf>

弁護士 御代田 有恒

☎ 03-6266-8989（東京）

✉ aritsune.miyoda@mhm-global.com

弁護士 小林 高大

☎ 03-5220-1856（東京）

✉ s.takahiro.kobayashi@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

2. ベトナム：サイバーセキュリティ分野の違反に対する行政処分に関する政令案のアップデート

ベトナムでは、2023年5月にサイバーセキュリティ分野の違反に対する行政処分に関する政令案の第3次草案が公表され、同年12月1日の施行が予定されていましたが、実際には施行されないままとなっていました。このような状況の中、同政令の修正草案（「本政令案」）が2024年5月2日に公表されました。本政令案は同年6月1日に施行される予定です。

本レター第153号（2023年7月号）でお伝えしたとおり、ベトナムでは、2023年7月1日から個人情報保護に関する政令（Decree No.13/2023/ND-CP on Personal Data Protection：「PDPD」）が施行されているものの、PDPDに違反した場合の罰則は整備されていませんでした。本政令案には、PDPDに違反した場合の罰則規定も含まれており、PDPDの適用のある事業者の対応に影響を及ぼすことが考えられます。

本レターでは、第153号（2023年7月号）でご紹介した内容からのアップデートを中心に、本政令案の内容をご紹介します。なお、PDPDの内容については、本レター第151号（2023年5月号）をご参照ください。

(1) 一部の違反行為に対する高額な罰金

本政令案は、PDPDに対する個々の違反行為に対して、主たる罰則として罰金処分を規定し、これに加えて（場合により）追加制裁及び是正措置を規定する建付けとなっています。例えば、PDPDで求められる個人情報処理影響評価や個人情報移転影響評価に関する義務を怠った場合には、原則として、(i) 違反者が個人の場合は7,000万ベトナムドン～1億ベトナムドン（約43万円～61万5,000円）、(ii) 違反者が法人の場合はその倍の1億4,000万ベトナムドン～2億ベトナムドン（約86万円～122万9,000円）の罰金処分が規定されています。

また、以下の違反行為に対する罰金処分は、最大で、違反者のベトナムにおける前会計年度の総収入の5%と高額に設定されています。なお、(c)(d)については、文言上、必ずしもそれぞれ個人情報処理影響評価ないし個人情報移転影響評価の違反に関連した個人情報の漏えい等に限定されておらず（すなわち、およそ一般に個人情報の漏えい等が生じた場合の罰金処分と解釈される余地も否定できず）、今後、ガイドライン等で明確化されることが期待されます。

- (a) マーケティング・広告目的での個人情報の利用に関する規制に2回以上違反した場合
- (b) 個人情報の違法な収集・提供・売買等に関する規制に2回以上違反した場合
- (c) （個人情報処理影響評価に関する義務に違反して）500万人以上のベトナム人の個人情報を漏えい又は紛失した場合
- (d) （個人情報移転影響評価に関する義務に違反して）500万人以上のベトナム人の

MHM Asian Legal Insights

個人情報情報を漏えい、紛失又は海外に移転した場合

(2) 追加制裁及び是正措置

上記のとおり、本政令案は、PDPD に対する個々の違反行為に対して、(場合により)追加制裁及び是正措置を規定しています。追加制裁及び是正措置の内容は、具体的な違反行為の内容に応じて異なりますが、大要以下の全部又は一部が適用されることとなります。

(a) 追加制裁

- ① 個人情報の収集を必要とする事業内容に関するビジネスライセンスの使用停止 (停止期間 1 か月から 3 か月)
- ② 個人情報を処理するために必要な機器・手段の没収
- ③ 個人情報の処理の強制停止 (停止期間 1 か月から 3 か月)

(b) 是正措置

- ① PDPD 上の義務の実施強制
- ② 個人情報の破棄又は削除
- ③ 違反行為によって得た不正な利益の返還
- ④ 違反行為に対するマスメディア等における公の謝罪

本政令案は 2024 年 6 月 1 日の施行が予定されていますが、ベトナムにおいては施行時期が予定よりも遅れることもあり、実際の施行時期について注視する必要があります。本政令案施行後、PDPD の履践状況について、当局がこれまで以上に積極的に監督を行う可能性もあり、PDPD の定める義務 (特に、個人情報処理影響評価・個人情報移転影響評価の実施) について対応未了の企業は、速やかに PDPD への対応を進めていくことが肝要といえます。

(ご参考)

本レター第 151 号 (2023 年 5 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00067554/20230522-013702.pdf>

本レター第 153 号 (2023 年 7 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00067861/20230720-115452.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +84-24-3267-4101 (ハノイ)

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 岸 寛樹

☎ +84-24-3267-4102 (ハノイ)

✉ hiroki.kishi@mhm-global.com

弁護士 湯浅 哲

☎ +84-28-3622-2613 (ホーチミン)

✉ tetsu.yuasa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +84-28-3622-1632 (ホーチミン)

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 西尾 賢司

☎ +84-28-3622-2602 (ホーチミン)

✉ kenji.nishio@mhm-global.com

弁護士 芳川 雄磨

☎ +84-28-3622-2614 (ホーチミン)

✉ yuma.yoshikawa@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

3. シンガポール：サイバーセキュリティ法改正案の可決

2024年5月7日、シンガポールのサイバーセキュリティ法（Cybersecurity Act 2018）の改正案（Cybersecurity (Amendment) Bill：「改正法」）が議会で可決されました。本改正は、サイバー脅威の増加や技術的環境の変化に対応するため、2018年に施行された現行のサイバーセキュリティ法の適用範囲の拡大や、監督機関であるシンガポール・サイバーセキュリティ庁（Cyber Security Agency of Singapore：「CSA」）の権限の強化等を目的とするものです。以下では、改正法の主要なポイントについて紹介します。

(1) 「コンピュータ」及び「コンピュータシステム」の定義拡大

サイバーセキュリティ法の適用範囲を画する概念である「コンピュータ」及び「コンピュータシステム」は、従前、ハードディスク・ドライブ、メモリ、プロセッサ・チップといった専用の物理的ハードウェアで構築された物理的コンピュータであることを前提としていましたが、その定義が拡張され、仮想コンピュータ（virtual computers）及び仮想コンピュータシステム（virtual computer systems）も含まれることが明確化されました。これにより、仮想化された重要情報インフラ（Critical Information Infrastructure：「CII」）のサイバーセキュリティに関して責任を負うのはCII所有者であり、基盤となる物理的インフラを提供する事業者ではないことが明確になりました。

(2) CII（重要情報インフラ）のサイバーセキュリティに関する保護強化

第三者所有のCIIを利用して必要不可欠なサービス（essential services）を提供する指定事業者を対象とする規制が新設されました。また、シンガポール国外にあるCIIにより必要不可欠なサービスがサポートされている場合、一定の条件の下で、シンガポール国外のコンピュータ又はコンピュータシステムについても、プロバイダ所有のCIIとして指定し、規制を及ぼすことが可能になります。さらに、サイバーセキュリティ・インシデントに関するCII所有者の報告義務も強化されます。

(3) STCC（一時的なサイバーセキュリティ懸念システム）に関する規制の導入

サイバー攻撃の高いリスクにさらされ、かつ、攻撃を受けた場合にシンガポールの国家安全保障、防衛、外交、経済、公衆衛生、公共の安全又は公序良俗に深刻な悪影響を及ぼすと認められるコンピュータやコンピュータシステム（Systems of Temporary Cybersecurity Concern：「STCC」）に関する規制が新設されました。これにより、STCC所有者には、CII所有者に準じたサイバーセキュリティに関する義務が課されることとなります。

MHM Asian Legal Insights

(4) ESCIs (特別サイバーセキュリティ関心事業体) に関する規制の導入

サイバー攻撃者にとって特に魅力的な標的となり得る(重要な機密情報を保有する、又はその機能が妨害されるとシンガポールの防衛、外交、経済、公衆衛生、公安、公共秩序に重大な悪影響を及ぼす可能性がある) 指定事業体 (Entities of Special Cybersecurity Interest : 「ESCIs」) に関する規制が新設されました。ESCIs は、CSA の定めるサイバーセキュリティ基準・ルール等を遵守する必要があり、インシデント報告義務が課されます (ESCIs に指定された事業者のリストは一般には公開されません。)

(5) FDI (基盤デジタル・インフラ) サービス提供者に関する規制の導入

多数の企業や組織にサービスを提供する大規模な基盤デジタル・インフラ (Foundational Digital Infrastructure : FDI) サービスの提供者に関する規制が新設されました。FDI サービス提供者に指定された事業体 (現時点では、クラウドコンピューティングサービスやデータセンターファシリティサービスの提供者) は、CSA の定めるサイバーセキュリティ基準・ルール等を遵守する必要があり、インシデント報告義務が課されます。

(6) CSA の監督権限の強化や罰則の柔軟化

CSA の執行能力を向上させるため、監督権限 (立入検査権限や情報開示請求権など) が強化されています。また、刑事罰による強制だけでなく、検察官の同意を得た上で民事的な責任追及を裁判所に提起するといった柔軟な罰則の適用が可能となります。

シンガポール政府としては、改正法により、サイバーセキュリティ対策を一層強化し、国内外の脅威に対する対応能力を高めることを目指しています。また、これによりビジネス環境の信頼性も向上し、経済の安定と成長に寄与することが期待されます。

デジタル・インフラがますます複雑化し、サイバー脅威が増加する社会情勢の下で、今後もシンガポールのサイバーセキュリティ法制が頻繁に改正される可能性は十分あり、引き続き動向に注視する必要があります。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣
☎ +65-6593-9467 (シンガポール)
✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

弁護士 毛阪 大佑
☎ +65-6593-9464 (シンガポール)
daisuke.mosaka@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

4. タイ：タイ証券市場への上場基準の見直し

タイの証券取引所における株式の上場市場としては、大企業が上場することを念頭に置いたタイ証券取引所（Stock Exchange of Thailand：「SET」）と上場基準を緩和した中小企業向けの Market for Alternative Investment（「MAI」）があるところ、SET は、それぞれの上場市場における上場基準について、包括的な見直し（「本改正」）を行いました。本改正は、SET 上場及び MAI 上場の近時の注目の高まりを背景として、投資家からの信頼確保及び株式の流動性の改善を目的とするものです。本改正に基づく新たな上場基準は 2025 年 1 月 1 日から施行される予定です。

本改正により、①上場のために必要な純利益の引上げ、②上場のために必要な株主資本の引上げ、③SET 上場のために必要な払込済資本金の引下げ、及び④上場のために必要な浮動株比率と公募売出比率の引上げが行われました。

本改正による SET 及び MAI の上場基準の具体的な変更点は、以下のとおりです（改正箇所は赤字）。

(1) SET の上場基準

	本改正前	本改正後
直近年純利益	3,000 万バーツ（約 1 億 2,600 万円）	7,500 万バーツ（約 3 億 1,500 万円）
2～3 年前分の純利益累計額	5,000 万バーツ（約 2 億 1,000 万円）	1 億 2,500 万バーツ（約 5 億 2,500 万円）
株主資本（IPO 後）	3 億バーツ（約 12 億 6,000 万円）	8 億バーツ（約 33 億 6,000 万円）
払込済資本金（IPO 後）	3 億バーツ（約 12 億 6,000 万円）	1 億バーツ（約 4 億 2,000 万円）
浮動株比率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式数の保有比率が発行済株式の 10% 以下である少数株主が、1,000 名以上であり、かつ、 ・ 払込済資本金が ① 30 億バーツ（約 126 億円）未満の場合：25% ② 30 億バーツ（約 126 億円）以上の場合：20% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式数の保有比率が発行済株式の 10% 以下である少数株主が、1,000 名以上であり、かつ、 ・ 払込済資本金が ① 3 億バーツ（約 12 億 6,000 万円）未満の場合：30% ② 3 億バーツ以上 30 億バーツ未満（約 12 億 6,000 万円以上 約 126 億円未満）の場合：25% ③ 30 億バーツ（約 126 億円）以上の場合：20%

MHM Asian Legal Insights

公募売出比率	払込済資本金が ① 5億パーツ（約21億円）未満の場合：15% ② 5億パーツ（約21億円）以上の場合：10%又は7,500万パーツ（約3億1,500万円）のいずれか高い方	払込済資本金が ① 3億パーツ（約12億6,000万円）未満の場合：20% ② 3億パーツ（約12億6,000万円）以上5億パーツ（約21億円）の場合：15%又は6,000万パーツ（約2億5,200万円）のいずれか高い方 ③ 5億パーツ（約21億円）以上の場合：10%又は7,500万パーツ（約3億1,500万円）のいずれか高い方
--------	--	--

(2) MAIの上場基準

	本改正前	本改正後
直近年純利益	1,000万パーツ（約4,200万円）	2,500万パーツ（約1億500万円）
2～3年前分の純利益累計額	-	4,000万パーツ（約1億6,800万円）
株主資本（IPO後）	5,000万パーツ（約2億1,000万円）	1億パーツ（約4億2,000万円）
払込済資本金（IPO後）	5,000万パーツ（約2億1,000万円）	5,000万パーツ（約2億1,000万円）
浮動株比率	・株式数の保有比率が発行済株式の10%以下である少数株主が、300名以上であり、かつ、 ・払込済資本金が ① 30億パーツ（約126億円）未満の場合：25% ② 30億パーツ（約126億円）以上の場合：20%	・株式数の保有比率が発行済株式の10%以下である少数株主が、300名以上であり、かつ、 ・払込済資本金が ① 3億パーツ（約12億6,000万円）未満の場合：30% ② 3億パーツ以上30億パーツ未満（約12億6,000万円以上約126億円未満）の場合：25% ③ 30億パーツ（約126億円）の場合：20%

MHM Asian Legal Insights

<p>公募売出比率</p>	<p>払込済資本金が</p> <p>① 5億パーツ（約21億円）未満の場合：15%</p> <p>② 5億パーツ（約21億円）以上の場合：10%又は7,500万パーツ（約3億1,500万円）のいずれか高い方</p>	<p>払込済資本金が</p> <p>① 3億パーツ（約12億6,000万円）未満の場合：20%</p> <p>② 3億パーツ（約12億6,000万円）以上5億パーツ（約21億円）の場合：15%又は6,000万パーツ（約2億5,200万円）のいずれか高い方</p> <p>③ 5億パーツ（約21億円）以上の場合：10%又は7,500万パーツ（約3億1,500万円）のいずれか高い方</p>
---------------	---	---

本改正により、タイ証券市場の上場審査において、財務の健全性及び経営実績により一層重点が置かれることとなります。本改正を含む今後のSETの動向に引き続き注視する必要があります。

弁護士 埜 晋

☎ +66-2-009-5127（バンコク）
✉ susumu.hanawa@mhm-global.com

弁護士 山本 健太

☎ +66-2-009-5099（バンコク）
✉ kenta.yamamoto@mhm-global.com

弁護士 森 康明

☎ +66-2-009-5149（バンコク）
✉ yasuaki.mori@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムーミャンマーの雨季の楽しみー

エルニーニョ現象の影響で、2024年は平均気温が高くなるようです。東南アジアの様々な国で猛暑（というよりも、「酷暑」でしょうか）の影響が出ているようです。ミャンマーでも、現地拠点のミャンマー人弁護士から、「毎日猛烈に暑いです。。。」との話がありました。毎年4月から5月は暑い時期ではあるものの、今年は特に気温が高く、中部のマグウェ地方域のチャウ（Chauk）という町では、4月の観測史上最高気温である48.2度を記録したそうです。電力事情の悪化が著しい昨今の状況下では、空調も十分に稼働できないこともあると思われ、過酷な生活を余儀なくされていることが心配されます。

そんなミャンマーも、主要都市ヤンゴンを含む南部では、毎年5月下旬になると、雨季に入ります。現地で生活されたことがある方はご存知かと思いますが、ミャンマーの雨季は、徐々に天気が湿っぽくなっていく、というようなものではなく、毎年5月20日前後になると、完全に別の国に来たかと思うくらい日々の気候が一変します。「連日結構な量の雨が長時間にわたって降り続ける」と耳にただけでも憂鬱になってしまいそうな日々が、10月下旬のタディンジュと呼ばれる祝日がある時期まで、約6か月弱続くことになります。なかなか晴れ間を見ることができず、じめじめしていて鬱陶しい日々ではあるのですが、美味しいフルーツがたくさん出てくる季節でもあります。



ドリアンやマンゴー等、日本では高級品とされる果物がリーズナブルな価格で手に入ります。しかも現地で生産されているものなので新鮮です。私自身、日本ではフルーツをほとんど食さないタイプの間ですが、ミャンマーに来てからは雨季のタイミングで大量のフルーツを食べるのが楽しみになっています。中でもマンゴーは絶品です。ただ、マンゴーは漆科の植物で、食べ過ぎるとアレルギーが出ることもあるようです。ちょっと聞き捨てならない情報ですが、今年もアレルギーがでないギリギリのところまで、フルーツを食べまくりたいと思っています。

MHM Asian Legal Insights

様々なメディアでも報道されているとおり、ミャンマーでは、4月以降、徴兵制が本格的に始動しているようです。そのような中、若年労働者によるミャンマー国外への脱出の動きも顕著になり、色々な事業において労働力不足が徐々に顕在化しつつあるとの情報もあります。経済的な混乱も特に改善の兆しは見えない状況が続いていますが、これからも美味しいフルーツを食べられる国であり続けるよう、事態が好転することを願うばかりです。

(弁護士 井上 淳)

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー [『インドM&A法務実務～M&A手法ごとの特徴から外資規制、デューデリジェンスまで解説！！～』](#)
開催日時 2024年5月30日（木）14:00～16:00
講師 御代田 有恒
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー [『若手・中堅法務担当者のための英文契約レビュー入門』](#)
開催日時 2024年6月6日（木）10:00～12:00
講師 喜多野 恭夫
主催 経営調査研究会

- 論文 「台湾企業の日本子会社等に対する貸付、親会社保証、回収における留意点」
掲載誌 金融法務事情 No.2231
著者 鈴木 幹太、紀 鈞涵（共著）

NEWS

- The Best Lawyers in Japan™及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2025 edition)にて高い評価を得ました
Best Lawyers®による、The Best Lawyers in Japan™ (2025 edition)にて、下記5名の弁護士が"Lawyer of the Year"に選ばれました。

棚橋 元 - Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law
小林 卓泰 - Energy Law
堀 天子 - FinTech Practice
大室 幸子 - Litigation
田中 浩之 - Privacy and Data Security Law

加えて、当事務所の弁護士 157 名が The Best Lawyers in Japan™に、42 名が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™に選出されております。

Best Lawyers

- ・ Antitrust / Competition Law

伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、加賀美 有人、西本 良輔、藤田 知也、高宮 雄介、水口 あい子、竹腰 沙織、柿元 将希

- ・ Arbitration and Mediation

関戸 麦、信國 篤慶、上村 哲史、横田 真一郎、辰野 嘉則、ダニエル・アレン

MHM Asian Legal Insights

・ Asset Finance Law

藤津 康彦、佐伯 優仁、村上 祐亮、中島 悠助

・ Banking and Finance Law

佐藤 正謙、松井 秀樹、丸茂 彰、植田 利文、小澤 絵里子、小林 卓泰、石川 直樹、末岡 晶子、小田 大輔、青山 大樹、江平 享、岡谷 茂樹、島 美穂子、岸 寛樹、倉持 喜史、末廣 裕亮、村上 祐亮、白川 佳、中条 咲耶子

・ Capital Markets Law

安部 健介、藤津 康彦、鈴木 克昌、尾本 太郎、江平 享、熊谷 真和、根本 敏光、田井中 克之、宮田 俊、石橋 誠之、五島 隆文

・ Corporate and Mergers and Acquisitions Law

河井 聡、藤田 浩、松井 秀樹、藤原 総一郎、棚橋 元、石本 茂彦、土屋 智弘、江口 拓哉、岡崎 誠一、高谷 知佐子、石綿 学、大石 篤史、鈴木 克昌、小松 岳志、戸嶋 浩二、浦岡 洋、紀平 貴之、小島 義博、篠原 倫太郎、信國 篤慶、秋本 誠司、江平 享、久保田 修平、内田 修平、林 宏和、関口 健一、代 宗剛、松下 憲、井上 淳、竹内 哲、東 陽介、藤田 知也、松井 裕介、石川 大輝、佐藤 典仁、近澤 諒、邊 英基、森 規光、石田 幹人、徳田 安崇、中野 玲也、松村 謙太郎、鈴木 信彦、羽深 宏樹、越智 晋平、岡野 貴明

・ Corporate Governance and Compliance Practice

松井 秀樹、宮谷 隆、澤口 実、石井 裕介、太子堂 厚子、内田 修平、奥山 健志、梅津 英明、代 宗剛、森田 恒平、大野 志保、渡辺 邦広、山内 洋嗣、河島 勇太、近澤 諒、邊 英基、吉田 和央、新井 朗司、堀尾 貴将、若林 功晃、金村 公樹

・ Criminal Defense

池田 綾子、奥田 洋一

・ Derivatives

佐藤 正謙、植田 利文、江平 享

・ Energy Law

小林 卓泰、四元 弘子、岡谷 茂樹、島 美穂子、末廣 裕亮、野間 裕亘

・ Financial Institution Regulatory Law

松井 秀樹、小田 大輔、江平 享、堀 天子、石川 貴教、白川 剛士、篠原 孝典

・ Fintech Practice

増島 雅和、堀 天子、増田 雅史、尾登 亮介

・ Information Technology Law

齋藤 浩貴、丸茂 彰、飯田 耕一郎、林 浩美、岡田 淳、増田 雅史、蔦 大輔

・ Insolvency and Reorganization Law

藤原 総一郎、井上 愛朗、山崎 良太、稲生 隆浩、松井 裕介、片桐 大、石田 渉、金山 貴昭、飯野 悠介

MHM Asian Legal Insights

- ・ Insurance Law

増島 雅和、吉田 和央

- ・ Intellectual Property Law

飯塚 卓也、齋藤 浩貴、横山 経通、三好 豊、飯田 耕一郎、小野寺 良文、岡田 淳、上村 哲史

- ・ International Arbitration

横田 真一郎、高橋 茜莉、ダニエル・アレン

- ・ International Business Transactions

土屋 智弘、江口 拓哉、武川 丈士、小松 岳志、小島 義博、梅津 英明、関口 健一、高宮 雄介

- ・ Investment and Investment Funds

竹野 康造、三浦 健、廣本 文晴、藤津 康彦、尾本 太郎、大西 信治、飯村 尚久、白川 剛士、中野 恵太

- ・ Labor and Employment Law

高谷 知佐子、荒井 太一、安倍 嘉一

- ・ Litigation

奥田 洋一、市川 直介、金丸 和弘、松井 秀樹、藤原 総一郎、宮谷 隆、澤口 実、飯田 耕一郎、関戸 麦、荒井 正児、大室 幸子、横田 真一郎、大野 志保、渡辺 邦広、河島 勇太、川端 健太、辰野 嘉則

- ・ Media and Entertainment Law

齋藤 浩貴、横山 経通、林 浩美、上村 哲史

- ・ Patent Law

小野寺 良文

- ・ Privacy and Data Security Law

飯田 耕一郎、岡田 淳、田中 浩之、北山 昇

- ・ Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law

竹野 康造、三浦 健、藤原 総一郎、棚橋 元、石綿 学、大石 篤史、田中 光江、紀平 貴之、篠原 倫太郎、増島 雅和、久保田 修平、内田 修平、林 宏和、関口 健一、越智 晋平、福田 剛

- ・ Product Liability Litigation

関戸 麦、大野 志保

- ・ Project Finance and Development Practice

小林 卓泰、武川 丈士、石川 直樹、岡谷 茂樹、末廣 裕亮、村上 祐亮、野間 裕亘

- ・ Real Estate Law

佐藤 正謙、植田 利文、小澤 絵里子、武川 丈士、石川 直樹、青山 大樹、川村 隆太郎、埴 晋、佐伯 優仁、中島 悠助、蓮本 哲、野間 裕亘

MHM Asian Legal Insights

- ・ Sports Law

三好 豊

- ・ Structured Finance Law

佐藤 正謙、松井 秀樹、諏訪 昇、植田 利文、小澤 絵里子、小林 卓泰、武川 文士、石川 直樹、青山 大樹、江平 享、岡谷 茂樹、村上 祐亮、蓮本 哲

- ・ Tax Law

金丸 和弘、大石 篤史、酒井 真、小山 浩、栗原 宏幸

- ・ Technology Law

田中 浩之

- ・ Telecommunications Law

藤原 総一郎、丸茂 彰、横山 経通、飯田 耕一郎、林 浩美、小山 洋平

- ・ Trade Law

石本 茂彦、江口 拓哉、梅津 英明、高宮 雄介

- ・ Transportation Law

佐藤 典仁

Ones to Watch

- ・ Arbitration and Mediation

桑原 周太郎、山口 みどり、コリン・トレハーン

- ・ Banking and Finance Law

岡成 明希子、鮫島 裕貴

- ・ Capital Markets Law

小中 諒、坂東 慶一、大田 友羽佳、梅澤 惇、水本 真矢、岡 朋弘、澤 和樹、山口 大貴

- ・ Corporate and Mergers and Acquisitions Law

木村 純、末長 祐、須納瀬 史也、千原 剛、鷹尾 征哉

- ・ Energy Law

鮫島 裕貴、秋元 純

- ・ Financial Institution Regulatory Law

大木 健輔、芳野 涼、前山 侑介、小林 央忠、寺岡 咲紀

- ・ Information Technology Law

輪千 浩平

- ・ Insolvency and Reorganization Law

後潟 伸吾

- ・ Intellectual Property Law (Non-Patent)

伊佐次 文佳、輪千 浩平、平田 憲人、渡邊 峻

- ・ International Business Transactions

大川 信太郎

MHM Asian Legal Insights

- ・ Labor and Employment Law

南谷 健太、稲津 康太、渡邊 悠介

- ・ Litigation

樋口 隆明、桑原 周太郎、兼松 勇樹、南田 航太郎

- ・ Maritime and Shipping Law

早野 正隆

- ・ Personal Injury and Civil Litigation

中野 進一郎、桑原 周太郎、近藤 武尊

- ・ Privacy and Data Security Law

小川 智史、芳野 涼

- ・ Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law

小林 高大

- ・ Project Finance and Development Practice

鮫島 裕貴、秋元 純

- ・ Real Estate Law

富永 勇樹

- ・ Structured Finance Law

岡成 明希子、鮫島 裕貴

- 石本 茂彦 弁護士が IPBA（環太平洋法曹協会）Officer（Deputy Committee Coordinator）に就任しました
- 石本 茂彦 弁護士が第一東京弁護士会 国際交流委員会 副委員長に就任しました
- クールビズ実施のお知らせ

当事務所は、節電及び省エネ対策への取り組みの一環として、本年もクールビズを実施いたします。このため、会議等におきまして、略装で皆様にお目にかかる場合などもあるかと存じますが、ご理解いただけますと幸いです。また、当事務所にご来訪の皆様におかれましても、ご遠慮なく軽装でご来所いただければと存じます。